第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画【概要版】

第1章 計画の概要

● 計画策定の趣旨

障がい者の身近な地域での暮らしを支援する障がい福祉サービスや相談 支援,地域生活支援事業の提供体制を確保するため,現行計画(H21~H23) の計画期間の満了に伴い,新たな計画を策定するもの

● 計画の位置づけ

障害者自立支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画 第3次宇都宮市障がい者福祉プランに掲げる障がい福祉サービス等の実 施計画

● 計画の期間

平成24~26年度の3年間

利用者・事業者実態調査等の主な結果 [A]

□ 利用者実態調査 (H23.9 実施)

- ・ 全てのサービスにおいて,前回調査 (H20) より利用者の満足度は向上
- 一般就労を希望する者の割合は増加 (H20:14.7%→H23:21.0%)
- ・ 今後,最も充実してほしいサービスは,「相談機能の充実」(3割)
- ・ 自由意見では、「日中一時支援事業の改善・拡大」「入所・通所施設の増設・充実」を求める声あり

※ 発送数 1,299 人,回収数 794 人,回収率 61.7%

■ 事業者実態調査 (H23.9 実施)

- ・ 運営上の課題では、「スタッフの確 保」が最多(50.9%)
- ・ 現在実施しているサービスの質の向上のための取組は、「事業所内研修」、「事故防止の事例収集」、「問題事例等のケース検討」が6割超
- ・ 今後、サービスの質の向上のため必要と考えている取組は、「満足度調査」、「外部研修」、「マニュアル作成」が3割超

※ 発送数 89 法人,回収数 58 法人,回収率 65.2%※ 発送数 296 事業所,回収数 189 事業所,回収率 63.9%

- ・ 地域における居住の場の確保を
- ・ 地域課題の掘り起こしに、障がい者 自立支援協議会の活用を
- ・ 就労継続支援A型事業所が少ないた め、整備が必要
- ・ 地域活動支援センター運営費の保障を
- ・ 権利擁護の充実を
- サービス内容のわかり易い周知を
- 計画作成に当事者の声を
- ※ (社福)宇都宮市障害者福祉会連合会 等 4 団体

第2章 第2期計画の実績・課題等

第2期計画(H21~H23) におけるサービス利用実績 **[B]**

1 主要な目標

- ① 入所施設から地域移行者数(H18~H23の合計) : 目標 58 人⇒実績 78 人 達成率:134.5%
- ② 施設入所者の減少数(H17~H23の合計) : 目標 33 人⇒実績 74 人 達成率 : 224.2%
- ③ 福祉施設から一般就労への移行者数(H23 年度一年間):目標 32 人⇒実績 22 人 達成率: 68.8%

2 各サービスの利用実績

- (1) 訪問系サービス
 - ・ <u>利用実績は見込みを上回っている</u>。利用者数・事業者数は年々増加傾向 (H21:328 人/月 ⇒H23:405 人/月)
 - ・ 23年10月から、国のサービスとして、重度視覚障がい者対象の外出支援サービス「同行援護」が創設

(2) 日中活動系サービス

- ・ 「就労継続支援 A 型」等一部のサービスを除き、利用実績は概ね見込みどおり。
- 利用者数は増加傾向。(H21:728 人/月 ⇒H23:1,079 人/月)
- ・ 「生活介護」利用者の半数が他圏域の事業所を利用。就労継続支援A型事業所は、22年度から増加(H23末5か所)
- ・ 福祉的就労に従事する者の平均工賃月額が、国・県より低い状況。(国 12,695円(H21)、県 13,321円(H22)、市:10,712円(H22))

(3) 居住系サービス

- ・ <u>利用実績は、概ね見込みどおり</u>。入所施設の利用者は減少傾向(H21:413 人/月 ⇒H23:406 人/月)
- ・ グループホーム・ケアホームの利用者は増加傾向(H21:245 人/月 ⇒H23:273 人/月)
- 23 年 10 月から、国の個別給付として、新たにグループホーム等の家賃補助が開始

(4) 相談支援

- ・ サービス等利用計画の実績はないが、相談件数は増加傾向。特に、発達障がい、高次脳機能障がいの相談が増加
- (5) 地域生活支援事業(主な事業)
 - 日常生活用具給付事業等一部のサービスを除き、利用実績は、概ね見込みどおり。
 - ・ 日中一時支援事業の利用者、実施箇所は増加傾向。(放課後支援型 H21:137 人/月 ⇒H23:194 人/月)

法改正等の主な動き [C]

〇 障害者自立支援法の改正 (H22.12 公布)

- 23 年 10 月~「同行援護」 「グル-プホーム家賃補助」開始
- 24年4月~「計画相談支援」「地域移行支援・地域定着支援」が開始等

〇 障害者虐待防止法の成立 (H23.6公布)

・ 24 年 10 月~障がい者虐待 防止体制の整備の義務化等

O 障害者基本法の改正 (H23.8公布)

- ・ 地域社会における共生
- 総合的な相談支援体制の整備,適切な相談支援
- ・ 差別の禁止 等

※障害者総合支援法(仮称) (H25.4 施行予定)におけるサ ービスの利用対象者の拡大(難 病患者)等が予定される。

主な課題等

1 主要な目標

- ・ 地域移行 ⇒ 地域生活を支援する体制整備[B,C]
- ・ 一般就労 ⇒ 障がい者自立支援協議会「就労支援部会」 の関係機関と一体となった取組の実施[AB]

2 指定障がい福祉サービス

- (1) 訪問系サービス
 - ⇒ 円滑・安定的なサービス提供体制の確保[A,B]

(2) 日中活動系サービス

- ⇒ 「生活介護」,「就労継続支援A型」等のサービス事業者の参 入促進[A.B]
- ⇒ 福祉的就労に従事する工賃向上策の充実[B]

(3) 居住系サービス

⇒ 地域生活を支援する体制の整備[A,B,C]

(4) 相談支援

- ⇒ 相談支援事業者の質の向上[A,B,C]
- ⇒ 総合的な相談支援体制の充実[A,B,C]

3 地域生活支援事業

- (1) **日中一時支援** ⇒ ニーズを踏まえた事業の充実[A,B]
- (2) 地域活動支援センター ⇒ 安定的な運営支援策の継続[A]

4 その他

- ⇒ 障がい者自立支援協議会の機能拡充 (地域移行支援等) [A.B.C]
- ⇒ 障がい者虐待防止センターの設置等, 虐待防止体制の整備[A,C]

第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画【概要版】

第3章 計画の基本理念等

国の基本指針を踏まえ、本市としての基本理念等を設定しました。

基本理念

- ・ 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重
- 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障がいに係る制度の一元化等
- ・ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

● 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 必要な訪問系サービスの確保
- ・ 希望する障がい者等に日中活動系サービスの確保
- ・ 入所等から地域生活への移行を推進

● 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方【新規】

- ・ 基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の充実
- ・ 障がい者自立支援協議会を活用した課題の情報共有、関係機関との連携

第4章 平成26年度の数値目標の設定

第2期計画に引き続き、国の基本指針に即して、以下の重点目標を設定しました。

|重点目標 1 | 施設入所者の地域生活への移行

【目標値の設定】

<①の算出方法>

H18~23 の実績(援護寮除く)を もとに算出

<②の算出方法> 2期計画 (H21.4~23.9) 実績等

をもとに算出

- ① H17.10.1 時点の施設入所者(484人)の108人(22%)が,新設される地域移行支援,地域定着支援等を活用し,地域生活(ダ ループ ホーム・ケアホーム. 一般住宅等) へ移行することを目指す。
- ⑤ 入所施設から地域生活への移行者数 78人(H18~23までの累計)→ 108人(H26目標)※10人/年
- ② H17.10.1 時点の施設入所者(484人)から、ケアホーム等での対応が困難な新たな入所者数を勘案しながら、93人(19%)の 施設入所者の減少を図る。
- ☞ 入所者の削減数

4 1 0 人 (H23. 10. 1) → 3 9 1 人 (H 2 6 目標) ※△ 5 人/年

重点目標 2 福祉施設から一般就労への移行

【目標値の設定】

< ③ の算出方法>

2期計画の目標を維持

<④の算出方法> 2期計画 (H21.4~23.9) 実績等 をもとに算出

- ③ 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を活用し一般就労に移行する者の目標値は、2期計画と同様とする。
- ☞ 福祉施設から一般就労した者の数 2 2 人/年 (H23.4~12) → 3 2 人/年 (H 2 6 目標)
- ④ 就労移行支援事業,就労継続支援A型事業の利用を促進する。【新規】
- ☞ 福祉施設利用者(1,615人)のうち、就労移行支援利用者(140人)の割合 8.7%(H26目標)
- ☞ 就労継続支援利用者(554人)のうち、就労継続支援A型利用者(97人)の割合 17.5%(H26目標)

第5章 指定障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保の方策等

第6章 地域生活支援事業の実施

【主な指定障がい福祉サービスの必要量(26年度の見込み)

- 訪問系サービス利用者数:706人/月(H23⇒H26 1.7倍)
- 日中活動系サービス利用者数:1,615 人/月(H23⇒H26 1.5 倍)
 - ·生活介護利用者数:841 人/月(H23⇒H26 1.4 倍)
 - · 就労継続支援A型利用者数: 97 人/月(H23⇒H26 2.8 倍)
- 居住系サービス利用者:770 人/月(H23⇒H26 1.1 倍)
- 相談支援
 - ·計画相談支援利用者数:125 人/月【新規】
 - ・地域移行支援・地域定着支援利用者数:2人/月【新規】
 - 🖣 利用実態, 地域移行者, 特別支援学校の卒業生, 18 歳以上の障が い児施設入所者等を踏まえ、調整。見込み方は以下のとおり。
 - ①事業所の移行・整備情報をもとに、H24.4の利用者を算出
 - ②2期計画(H21.4~23.9) 実績等をもとに, 推計

【主な地域生活支援事業の必要量(26年度の見込み)】

- 成年後見制度利用者:4人/年(実施)
- 地域活動支援センター利用者:220人/月(H23⇒H26 1.0倍)
- 移動支援利用者: 382 人/月 (H23⇒H26 1.1 倍)
- 日中一時支援利用者
 - ・日中支援型:348 人/月(H23⇒H26 1.4 倍)
 - ・放課後支援型:278 人/月 (H23⇒H26 1.4 倍)
 - ・医療的ケア: 26 人/月 (H23⇒H26 1.1 倍)

障がい福祉サービス等、地域生活支援事業の平成24~26年度の必要量を見込むとともに、見込量を確保 するための方策として, 利用者ニーズ等に沿った以下の取組を推進していきます。特に, 地域移行支援・地 域定着支援、計画相談支援、就労継続支援A型のサービス利用促進に力を入れていきます。

【障がい福祉サービス等の見込量確保策】

- (1) 計画内容の周知・啓発 HPや関係団体等を通じた周知【継続】等
- (2) 相談支援体制の充実強化 基幹相談支援センターの整備【新規】等
- (3) サービス量の充足・基盤整備(事業所) 国庫補助金の活用【継続】等
- (4) 地域生活移行の促進
 - 地域移行支援部会の設置検討【新規】等
- (5) 就労移行の促進
 - 市役所内で職場体験を実施【新規】等

►【サービス事業所数の見通し】

• 生活介護

• 短期入所

- 15⇒18か所(+3か所)
- ・就労継続支援A型 5⇒ 6 か所 (+ 1 か所)
 - 14⇒18か所(+4か所)
- ・グハープホーム・ケアホーム 57⇒67 棟 (+10 棟)

【地域生活支援事業の見込量確保策】

- (1) 障がい者自立支援協議会の機能強化
 - サービス等利用評価部会の設置検討【新規】等
- (2) 障がい者虐待防止に対する取組の強化 障がい者虐待防止センターの設置【新規】等
- (3) 地域活動支援センターの運営安定化 事業報酬に対する保障継続【継続】等
- (4) 日中一時支援事業の充実強化 実施場所・対象範囲の拡大検討【拡充】等
- (5) 利用者負担の軽減 合算上限額の設定継続【継続】等
- (6) 日常生活用具給付等事業の拡充 実態に即した必要な物品の検討【拡充】等
- (7) その他社会参加促進事業の実施 スポーツ大会・文化祭等の継続【継続】等
 - ※ 下線は重点項目

第7章 障がい児サービス事業者の基盤整備方針

平成24年4月から、障がい児の通所サービスは、市 町村が支援を実施します。本市では、以下の事項に取り 組んでいきます。

- 障がい児通所サービスの必要量の確保
- 福祉・教育・保健・医療各分野の連携強化 等

第8章 計画の推進体制

- (1) 計画内容の周知・啓発
 - HPや関係団体等を通じた周知, 啓発
- (2) 庁内推進体制
 - 関係部局と連携した事業の推進
- (3) 庁外推進体制
- 障がい者自立支援協議会の活用 等
- (4) 計画の点検・評価等
 - 宇都宮市社会福祉審議会における点検・評価等